

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

11月号 Vol. 103

今月の SMILE

霜月に入りました

まいど おおきに！

11月に入りました。ということで今月の表紙のイラストは鮮やかな紅葉にしてみました。

10月7日に大きな事件が起きました。パレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスが、イスラエルに対する大規模攻撃を行い、ガザから発射されたロケット弾のほか、イスラエル領内に侵入した武装集団の襲撃し、これによりイスラエルとハマスの戦争へと発展しました。この日はユダヤ教にとって、ヨム・キプールの日でした。ヨム・キプールとは、旧約聖書の出エジプト記の中に書かれてある贖罪に関することです。それまで数百年に渡ってエジプトで奴隷として使役していたユダヤの人々が出エジプトを果たしましたが、そのわずか数カ月後、彼らは金の子牛像を崇拝するという罪を犯しました。これを知った神は激怒し、一度は民を滅ぼし尽くすとまで言いましたが、モーセが働きかけ思い直しました。モーセが下山すると、民は宴に興じながら金の子牛を拝んでいたため激しく怒り、十戒の石版を破壊し、金の子牛を燃やし、それを粉々にして水に混ぜて民に飲ませ、また偶像崇拝に加担した民の殺害を命じました。これにより3千人の民衆が亡くなりました。そこでモーセが山を下りた日は、永遠に贖罪の日、ヨム・キプールとして知られることになったのです。しかも今年は、ヨベルの年と言われています。ユダヤ暦では7年の7倍の49年が一つの単位です。49年の翌年、つまり50年はヨベルの年と呼ばれています。ですからこの日は、ユダヤ教信者にとっては最も大切な日だったのです。ちなみに50年前の1973年10月にも、イスラエルは、エジプトとシリアから合同で奇襲攻撃(第4次中東戦争)がありました。

話は変わって、皆様の会社では、すでに所轄税務局からの通知を受け、残り紙の空白発票を廃棄し、紙の発票を発行するための税控専用設備(金税盤)を税務局に抹消手続きを行ったのではないかと思います。これからは、これまでの金税盤を利用して紙の発票を発行することができなくなり、ウェブ上の電子発票サービスプラットフォームで全電発票を発行することになります。全電発票の普及に伴い、現段階では電子発票の受領も増えています。増値税発票の電子化は、既に2015年に増値税“普通発票”から開始され、その後2019年からは増値税“専用発票”の電子化が開始されています。現段階で使用できる発票は、紙の増値税発票、従来の発票管理システムにより発行された増値税発票、発票管理をデジタル管理化されたシステムにより発行された増値税発票、の三種類があります。電子発票と紙版の大きく違う点は、電子発票はQRコードを読み込んで何回も取得することが可能な点です。従って、財務担当者が各種発票の様式を取得し、この内容を従業員に知らせることで、精算の漏れを防ぎ、かつ早期化にもつながります。また、電子発票登録台帳を作成し、その都度にチェックする等の管理体制を整えることで、誤って重複精算・記帳することを防ぐことも可能となります。

上海では、霜月に入ったものの、まだ日中は暖かい日が続いています。

これからの紅葉の季節を楽しみましょう！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国経済情報

マクロ経済情報

中国輸出、5カ月連続マイナス 貿易低迷続く 9月

中国税関総署が10月13日発表した9月の貿易統計によると、輸出は前年同月比6.2%減少した。輸入も6.2%減。輸出と輸入がともに前年割れとなるのは5カ月連続。下げ幅はいずれも前月から縮小したものの、貿易の低迷が続いている。輸出から輸入を差し引いた貿易黒字は777億1000万ドル(約11兆6000億円)と、前月から拡大した。

詳細について、下表をご覧ください。

2023年9月全国進出口総額表
(2023年9月全国輸出入総額表)
2023年10月13日

(注:括弧内は日本語訳である)

単位: 亿美元(億米ドル)

項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計 去年同期との比較±%
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	
進出口総額(輸出入総額)	5,205.5	44,103.1	3.8	-6.2	-6.4
出口総額(輸出総額)	2,991.3	25,203.1	5	-6.2	-5.7
进口総額(輸入総額)	2,214.2	18,900.0	2.3	-6.2	-7.5
進出口差額(輸出入差額)	777.1	6,303.0	-	-	-

注: 進出口差額, +が出大于進, -が進大于出

輸出入差額, 「+」は輸出>輸入, 「-」は輸入>輸出

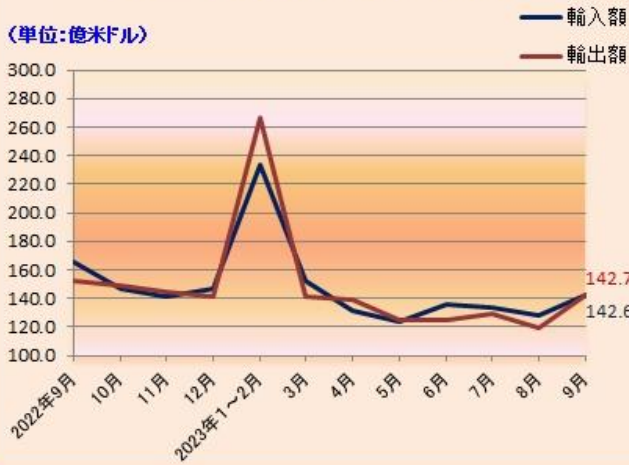
2023年9月進出口商品主要国別(地区)総額表
(2023年9月輸出入商品主要な国別「地区」総額表)
2023年10月13日

(日本語)	(中国語)	単位: 百万美元(百万米ドル)								
輸入原産国(地区)	进口原産国(地区)	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較(%)		
輸出最終目的地(地区)	出口最終目的地(地区)	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	輸出入	輸出	进口
総額	总值	520,545.1	4,410,311.6	299,129.7	2,520,307.8	221,415.4	1,890,003.8	-6.4	-5.7	-7.5
その内、欧州連合	其中: 欧洲联盟	65,461.1	594,330.2	41,511.9	382,184.3	23,949.1	212,146.0	-7.7	-10.6	-2.1
その内、ドイツ	其中: 德国	16,905.7	158,131.3	8,202.2	76,852.4	8,703.5	81,278.9	-8.6	-13.2	-3.7
オランダ	荷兰	10,422.0	88,541.8	8,392.7	76,523.6	2,029.3	12,018.2	-9.4	-13.5	29.3
フランス	法国	6,714.5	60,199.4	3,327.0	31,755.6	3,387.5	28,443.8	-1.7	-10.6	10.6
イタリア	意大利	5,973.0	54,536.7	3,749.4	34,061.2	2,223.6	20,475.5	-9.4	-13.8	-1
アメリカ	美国	58,852.9	495,984.5	46,019.6	372,253.7	12,833.2	123,730.8	-14	-16.4	-6
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	79,329.4	669,856.2	43,996.3	388,302.1	35,333.2	281,554.0	-5.5	-4.8	-6.4
その内、ベトナム	其中: 越南	21,887.1	163,122.6	12,413.5	99,816.9	9,473.6	63,305.8	-4.1	-6.7	0.2
マレーシア	马来西亚	17,079.0	138,996.9	7,349.5	64,894.0	9,729.5	74,102.9	-5.7	-2.4	-8.3
タイ	泰国	10,572.0	94,836.0	6,302.4	56,313.1	4,269.6	38,522.8	-6.5	-2.2	-12.2
シンガポール	新加坡	8,664.0	80,556.7	6,074.7	57,595.1	2,589.3	22,961.6	0.5	7.1	-13
インドネシア	印度尼西亚	11,706.5	103,211.3	5,369.6	48,294.7	6,336.8	54,916.5	-5.7	-9.5	-2.1
フィリピン	菲律宾	6,033.5	54,106.1	4,233.0	39,743.2	1,800.5	14,362.8	-16	-14.9	-19
日本	日本	28,522.5	236,458.4	14,265.6	118,366.8	14,257.0	118,091.6	-12.5	-8.3	-16.3
中国香港	中国香港	28,767.7	206,336.3	27,555.8	195,346.2	1,211.8	10,990.1	-6	-8.7	100.3
韓国	韩国	27,983.6	230,347.1	12,611.3	111,887.7	15,372.4	118,459.4	-16.2	-7.5	-23
中国台湾	中国台湾	25,078.8	195,059.2	6,468.5	50,355.9	18,610.4	144,703.3	-20.1	-20.5	-20
オーストラリア	澳大利亚	18,811.8	171,542.4	6,579.2	54,592.9	12,232.5	116,949.4	3.4	-5.5	8.1
ロシア連邦	俄罗斯联邦	21,177.1	176,415.5	9,645.5	81,427.9	11,531.5	94,987.6	29.5	56.9	12.7
インド	印度	12,750.1	101,810.3	11,330.9	87,911.9	1,419.1	13,898.4	-0.9	-0.9	-0.4
イギリス	英国	9,091.9	73,275.9	7,446.9	58,350.9	1,645.0	14,925.1	-5.8	-4.1	-11.8
カナダ	加拿大	7,684.1	65,704.1	3,943.3	33,841.3	3,740.8	31,862.7	-4.3	-18.6	17.6
ニュージーランド	新西兰	1,791.5	16,550.6	850.6	5,910.8	940.9	10,639.7	-14.4	-15	-14.1
ラテンアメリカ	拉丁美洲	42,880.9	364,985.7	22,221.2	185,589.1	20,659.7	179,396.7	-1.5	-4	1.3
その内、ブラジル	其中: 巴西	16,414.8	132,846.8	5,112.8	44,135.0	11,302.0	88,711.8	0	-8	4.4
アフリカ	非洲	23,863.2	212,147.9	14,402.5	130,607.5	9,460.7	81,540.4	0	9	-11.5
その内、南アフリカ	其中: 南非	4,943.3	42,639.3	2,030.5	18,482.7	2,912.7	24,156.6	-2.8	2.8	-6.8

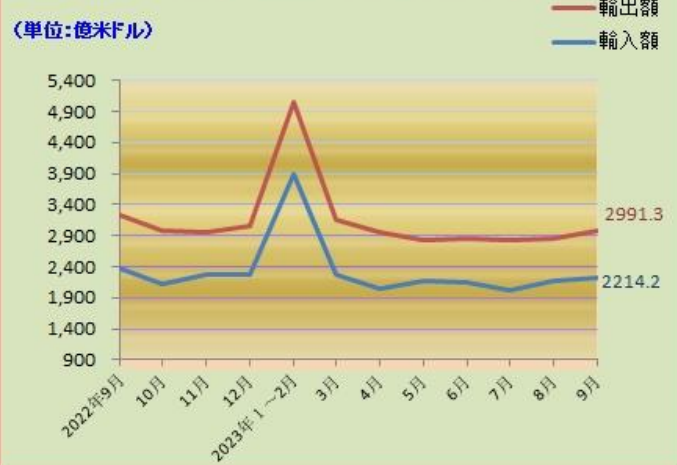
注:

- 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
- 欧州連合には、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
- 2020年2月1日から、EUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期にも相応の調整を行った。

最近一年中国対日本の輸出&輸入額推移



最近一年の中国輸出入貿易額推移



中国 9 月 CPI 横ばい、PPI は前年比 2.5% 下落 デフレ圧力続く

中国国家统计局が、10月13日に発表した9月の物価統計は、消費者物価指数(CPI)が前年比横ばいとなる一方、生産者物価指数(PPI)は2.5%下落した。デフレ圧力は続いている。CPIは市場では0.2%の上昇が見込まれていた。8月は0.1%上昇だった。食品と燃料価格を除いたコアインフレ率は0.8%で、8月から変わらなかった。

PPIは12カ月連続でマイナスとなったものの、下落ペースは8月から鈍化。エコノミストは2.4%下落を予想していた。保銀投資(ピンポイント・アセット・マネジメント)のチーフエコノミスト、張智威氏は「CPI伸び率がゼロであることは中国のデフレ圧力が依然として経済にとって現実的なリスクであることを示している」と指摘。内需の回復は財政支援による大きな後押しがなければ力強いものではないと述べ、「不動産セクターの減速が消費者信頼感に与えたダメージは引き続き家計需要を圧迫している」とした。食品価格は前年比3.2%下落し、マイナス幅が8月から1.5ポイント拡大。CPIを下押しした。豚肉価格は22%下落し、下落ペースは8月の17.9%から加速した。

中国経済は安定の兆しを示しつつあるものの、回復の勢いに対する懸念がくすぶっている。

詳細については、下表をご覧ください。

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



2023年9月份的居民消费价格（CPI）变动情况

（2023年9月消費者物価指数「CPI」変動情況）

（中国語）	（和訳）	9月		1～9月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	0.2	0	0.4
其中：城市	その内、都市部	0.2	0.1	0.5
农村	農村部	0.3	-0.3	0.3
其中：食品	その内、食品	0.3	-3.2	0.9
非食品	非食品	0.2	0.7	0.3
其中：消费品	その内、消費品	0.4	-0.9	0
服务	サービス	-0.1	1.3	1
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	0.1	0.8	0.7
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	0.2	-1.5	1.1
糧食	糧食	0.4	0.7	1.2
食用油	油脂	-0.6	-3.1	2.4
鮮菜		3.3	-6.4	-3.1
畜肉类	畜の肉類	0.3	-12.8	-3.3
其中：猪肉	その内、豚肉	0.2	-22	-6.8
牛肉	牛肉	0.6	-4.9	-2.4
羊肉	羊肉	-0.2	-5.1	-3.3
水产品	水産品	-0.8	-1.5	0.2
蛋类	卵	2.8	0.7	3
奶类	ミルク類	-0.2	0	0.7
鮮果	新鮮フルーツ	-0.3	-0.3	6
烟草	タバコ	0.1	1.4	1.4
酒类	酒	-0.4	0.1	0.8
二、衣着	三、衣類	0.8	1.1	0.9
服装	服装	0.9	1.2	0.9
鞋类	靴	0.4	0.8	0.6
三、居住	八、居住	0	0.2	-0.1
住房租金	住宅家賃	-0.1	0	-0.3
水、电、燃料	水、電気、燃料	0.3	0.5	0.2
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	0.1	-0.4	0.2
家用器具	家電機器	0	-1.7	-1.2
家庭服务	家庭サービス	0.1	1.9	1.7
五、交通和通信	五、交通と通信	0.1	-1.3	-2.4
交通工具	交通機関	-0.3	-4.6	-3.7
交通工具用燃料	交通工具用燃料	2.3	-1.1	-6.9
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0	0.5	0.8
通信工具	通信ツール	0.1	-3.1	-2.1
通信服务	通信サービス	0	-0.4	-0.3
邮递服务	郵便サービス	0	0.1	0.2
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	0.4	2.5	1.9
教育服务	教育サービス	1.4	1.8	1.3
旅游	旅行	-3.4	12.3	9.3
七、医疗保健	五、医療保健	0.1	1.3	1.1
中药	漢方薬	1	7.3	5
西药	西洋薬	-0.1	0	0.2
医疗服务	医療サービス	0	1.1	1
八、其他用品及服务	六、その他用品とサービス	-0.1	3.9	3.2

2023年9月工业生产者价格（PPI）主要数据
 (2023年9月生産者物価指数「PPI」変動情況)

(中国語)	(和訳)	9月		1~9月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	0.4	-2.5	-3.1
生产资料	生産手段	0.5	-3	-4.1
采掘	採掘	1.8	-7.4	-8
原料	原料	1.3	-2.8	-4.9
加工	加工	0.1	-2.8	-3.4
生活资料	消費資料	0.1	-0.3	0.3
食品	食品	0.2	-0.3	0.7
衣着	衣料品	0.2	0.8	1.5
一般日用品	一般的な日用品	0.1	0.7	0.6
耐用消费品	耐久消費財	0	-1.2	-0.8
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	0.6	-3.6	-3.6
燃料动力类	燃料動力類	1.8	-7	-4.6
黑色金属材料类	黒金属材料	0.4	-3.4	-7.9
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0.9	4.2	-1.8
化工原料类	化学原料類	1.6	-7.3	-9
木材及纸浆类	木材及びパルプ	0	-7.1	-1.9
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金属類	-1	-6.6	-5.3
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	0.1	-1.8	-1.2
农副产品类	農業副産物	0.4	-4.2	-0.6
纺织原料类	紡織原材料類	0.3	-1.3	-3.8
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	1.1	-15.6	-10.5
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	4.1	-3.3	-13
黑色金属矿采选业	黒色金属鉱物採鉱業	3.2	6.8	-6.6
有色金属矿采选业	非鉄金属鉱物採鉱業	1.7	9.7	5.3
非金属矿采选业	非金属鉱物採鉱業	-0.1	-2.3	1
农副食品加工业	農業の食品加工業	0.6	-1.8	0.7
食品制造业	食品製造業	0	-0.7	-0.5
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0	1.1	1.3
烟草制品业	タバコ製品業	0	1.3	0.8
纺织业	紡績業	0.2	-2.3	-3.7
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0.1	0.7	1
木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	-0.2	-1.6	-1.2
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.1	-7.2	-5.1
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	0	-0.4	-0.5
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	3.1	-6.7	-9.3
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	2	-7.1	-9.8
医药制造业	医薬品の製造	-0.1	0.8	0.2
化学纤维制造业	化学繊維製造業	1.1	-1.8	-3.7
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.3	-3.6	-3.5
非金属矿物制品业	非金属鉱物製品業	-0.8	-7	-6.3
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金属精錬と圧延加工業	0	-5	-11.5
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金属を製錬すると圧延加工業	1.2	2.7	-4.5
金属制品业	金属製品業	-0.1	-2.4	-3.4
通用设备制造业	汎用設備製造業	0	-0.4	-0.3
汽车制造业	自動車製造業	0	-1.4	-1.1
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	0	0.1	0.4
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	0.3	-1.8	-1.1
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	0.1	0.5	1.8
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	0.1	-1.4	1.9
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0.1	0.5	0.4



設備・器具の控除に関する企業所得税政策

企業の設備・器具投資を促進するため、財政部と国家税務総局は 2023 年 8 月 18 日付で「設備・器具控除に係る企業所得税政策に関する公告」(財政部 税務総局公告 2023 年第 37 号)を公布し、固定資産一括控除の税込優遇期限は 2027 年 12 月 31 日まで延長すると確定されました。

当該公告の規定により、企業が 2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に新規で購入した設備・器具の単価が 500 万円を超えない場合、一括して当期原価費用に計上し、課税所得額計算時に控除することができ、年度ごとに減価償却を計算しないことが認められます。また単価が 500 万円を超える場合、これまで通り企業所得税法実施条例、「固定資産加速減価償却に係る企業所得税政策の改善に関する通知」(財税[2014]75 号)、「固定資産加速減価償却に係る企業所得税政策の更なる改善に関する通知」(財税[2015]106 号)などの関連規定に従って執行します。

上記公告の実施にあたって、税務局よりその公告の解説も発表され、主な内容を以下の通りまとめました。

項目	説明
設備・器具の範囲	家屋、建築物以外の固定資産を指す。 (以下、「固定資産」と略称)
購入固定資産の判断基準	現金支払により購入したことに限定せず、自社建設を含む。 現金で中古固定資産を購入した場合も含む。
一括控除の時点	固定資産の使用月の翌月の所属年度に一括で控除を行う。 注意点: ① 企業が自社の生産経営状況により、自ら一括控除政策を選択できる。一括控除政策を選択しない場合、それ以降の年度に変更することはできない。 ② 企業が一括控除政策を選択する場合、該当資産の税務処理と会計処理が異なっていることを認める。
調査に備え保存する資料	企業が国家税務総局公告 2018 年第 23 号の規定により関連手続を行った上で、下記の資料を調査に備えて保存する。 ① 固定資産購入時の関連資料(現金支払により固定資産を購入した際の発票、分割払いまたは掛買いで固定資産を購入した際の納品日を記載した文書、固定資産を自社建造し、竣工した際の決算状況説明等) ② 固定資産の記帳伝票 ③ 関連資産の税務処理と会計処理の差異を計算する台帳

人事労務情報

2024 年祝祭日と連休の日程スケジュールに関する通知

国務院弁公室庁より「2024 年一部祝祭日と連休のスケジュール通知」(国弁発明電「2023」7 号)が公布されました。それに基づき下記の一覧表に取り纏めたので、ご参考ください。

2024年祝祭日連休一覧表

祝祭日名	連休期間	連休日数	法定祝祭日	祝祭日数	連休中の法定祭日	振替出勤日
			法定假日		連休中含休息日	調休上班日
元旦	20231230～ 20240101	3	1日	1	20231230(土) 20231231(日)	-
春節	2月10日～17日	8	2月10～12日	3	2月10日(土) 2月11日(日) 2月17日(土)	2月4日(日) 2月18日(日)
清明節	4月4日～6日	3	5日	1	6日(土)	7日(日)
労働節	5月1日～5日	5	1日	1	4日(土) 5日(日)	4月28日(日) 5月11日(土)
端午節	6月8日～10日	3	10日	1	8日(土) 9日(日)	-
中秋節	9月15日～17日	3	17日	1	15日(日)	14日(土)
国慶節	10月1日～7日	7	1～3日	3	5日(土) 6日(日)	9月29日(日) 10月12日(土)
合計				11		

法務情報

会社法(改正草案三審稿)の要点

1. はじめに

2023年8月28日、「会社法(改正草案三審稿)」(以下「草案」という)が第14期全国人民代表大会常務委員会第5回会議の審議に上程され、2023年9月1日に意見公募に付され、意見募集の期間は30日である。会社法の1994年7月1日の施行から現在まで約30年が経過し、「草案」は会社法第6回改正の第3回審議稿であり、一審稿及び二審稿と比して、比較的多くの改正が施されている。「草案」は、現行の2018年会社法13章218条を基礎とし、実質的に約70条を改め、会社資本制度の整備、株主権利保護の強化等に関する修正を行った。以下、簡単に解説する。

2. 改正の要点

(1) 株主出資期限及び期限到来加速に関する制度の導入

中国の会社資本制度は、登録資本払込制から登録資本引受制へと変更されるいくつかの段階を経たが、今回の改正は、払込制に回帰するかのような傾向がある。1993年に制定された会社法は、会社登録資本につき満額の一括払込みを要求していた。2005年の会社法改正では、登録資本の分納を認める改正がなされたが、期限がなお保留された。2013年の会社法改正では、払込みの要求、払込みの期限、強制出資検査手続等の要求が廃止され、登録資本引受制の確立が徹底された。今回の「草案」47条は、有限責任会社の全株主が引き受けた出資額については、株主が会社定款の規定に従って会社設立日から5年以内に全額を払い込むとの規定を追加し、登録資本の払込みの期限を実質的に短縮化した。このような規定がこれまでの一審稿及び二審稿に定められたことはなく、比較的大きな論争となった。

また、「草案」53条は、株主出資期限到来加速制度を導入し、会社が期限到来債務の弁済を行えない場合、会社又は期限到来債務の債権者は、既に出資を引き受けたものの、まだ払込みの期限が到来していない株主に対し、期限前の出資払込みを請求する権利を有するものとした。現行法令(企業破産法、最高人民法院による「公司法」の適用における若干問題に関する規定(二)、全国法院民商事審判業務会議紀要等)にも「期限到来加速」について定め

た規定が存在するが、会社の破産手続、解散、悪意による債務逃避によって出資期限が延長されるといった特定の場合の適用に限定されている。これに対し、今回の「草案」は、既存の法的枠組みの立場を初めて変更し、「会社による期限到来債務の弁済不能」という要件さえ充足していれば、「弁済能力の明らかな欠乏」等の実質的な破産要件又は悪意による債務逃避の事情を要することなく、株主に対して出資期限到来加速を要求することができると定め、債権者の保護をさらに強化するものとした。

(2) 持分譲渡後の出資責任の更なる明確化

今回の会社法改正は、一審稿及び二審稿との比較において、持分譲渡後の出資責任に関する規定を新設し、「草案」88 条は、出資期限が到来せず、又は出資に瑕疵ある持分の譲渡後における譲渡人及び譲受人の出資責任の負担についてさらに明確に定めた。すなわち、出資期限未到来の持分については、譲渡後における出資責任は譲受人がこれを負う一方、譲受人が期限までに満額の払込みをしたときは、譲渡人が補充的な責任を負わなければならない。また、出資に瑕疵ある持分については、それが譲渡されても、譲渡人はその出資責任を免除されず、他方、譲受人においては、出資に瑕疵のある事情について知り、又は知りうべきとき、不足する出資額の範囲において譲渡人と連帯して責任を負わなければならない。今回の改正を通じ、「草案」は、出資期限未到来の持分譲渡をめぐる出資責任の負担に関する問題についての実務上の争いの解決を図り、その目的は、対価のない、又は低価格での持分譲渡により悪意をもって出資義務を免れる行為を規制することにある。

(3) 株主権利保護の強化

二審稿との比較において、「草案」89 条は、反対株主による持分買戻しの請求に関する規定を定め、支配株主がその権利を濫用して会社又は自己以外の株主の利益に重大な損害を与えたときは、同人以外の株主において、会社に対し、合理的な価格でその持分を買取ることを請求する権利を有するものとした。有限責任公司においては、中小の株主が会社撤退の方法を有していないことも多く、この規定は、大株主が権限を濫用した場合における効果的な救済方法を中小の株主に提供するとともに、より多くのデッドロックに関する解決策を提供するものである。

また、「草案」は、支配株主及び実質的支配者に対する規制の更なる強化も行っている。「草案」180 条には、会社の支配株主又は実質的支配者が会社の董事に就任することなく会社の事務を実質的に行っているときは、同条に定められた董事、監事及び高級管理職の会社に対する忠実義務及び勤勉義務に関する規定を適用するとの規定が新設された。実務においては、支配株主や実質的支配者が会社の役職に就かないまま会社の事務を実質的に支配し、関連取引等を通じて会社や債権者の利益を害するケースが一部に見受けられるが、今回の改正の目的は、これにより会社やこれらの者以外の株主の利益を保障することにある。

3. おわりに

以上本稿で論じた内容のほかにも、「草案」は、株主取消権を行使しうる期間を 5 年と明確化し(26 条)、有限責任公司設立時の株主が定款に基づかず不十分な払込みをした場合におけるその他の株主の連帯責任に関する規定を新設し(50 条)、有限責任公司の株主の払込催告権利喪失制度をさらに詳細化し(51 条)、持分譲渡における譲受人が株主名簿に掲載された時点から会社に対して株主の権利を行使しうると明確化し(86 条)、会社の減資時には比率に応じて株主の出資額又は持分を減じなければならないことに関する規定を追加し(224 条)、股份有限公司の株主の知る権利に関する規定を整備する(110 条)などしている。

以上のような今回の「草案」の改正要点から、会社法改正の重要な方向性は資本の充実の維持と株主の権利・債権者の利益の保障にあると理解されるが、関連する規定には、実務における具体的な適用によってその明確化を図る必要があるものも見受けられる。会社としては、会社法改正をめぐる今後の状況を引き続き注視し、設立や撤退に際して株主や高級管理職が負わなければならない相応の責任に注意を払うとともに、自己以外の株主が会社の利益に損害を与えた場合における相応の権利主張及び撤退の方法を確認しておくことが必要となる。

情報提供 金杜法律事務所





ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 95 回 : 「説得力」 ……って、どんな言葉の力でしょうか？
それは、貴方自身が持っている“七つの力” ……って、思うのです！」

“説得力”とは、単なる「お話し」…と違って、こちらの意思を、言葉で相手に伝え、その言葉の内容を、相手に納得させ、その結果として、相手を動かし、こちらの意思の「成果」を生じせしめる！

そんな「言葉の力」は、どうしたら生まれるのか？

私は、若い現役のころから、厳しい下請・中小企業の幹部として、元請け会社の方々や、部下たちと接する中で、“説得力”とはなにか？…と真剣に考えたことがありました。

つまり、その言葉によって、何がひと(他人)の心に影響を与え、その結果として、ひとの心を動かし、行動に移させてしまうのだろうか？…と。そして、私なりの答えを出しました。

会話の相手や、会話の内容に関して、貴方の持っている“説得力”を構成する「七つの力」が答えです。

- ① 相手が何を考え、何を望んでいるかを考える「頭の力」
- ② 相手を観察する「目の力」
- ③ 相手に関わる多くの正しい情報入手は「耳の力」
- ④ 会話の前提に、相手のために想う気持ちと、必ず正しく伝えようとする想い、つまり「心の力」
- ⑤ ①～④を前提としての、自分の考えを、言葉としてうまく相手に伝える「口の力」
- ⑥ 最後に、相手に自分の想いを通じるまで、絶対に引き下がらない！という強い決意、即ち、俗にいう“腹をくくる”と言う「腹の力」
- ⑦ そして、①～⑥の全部の力を、会話の中に出し切る「集中力」

以上の「七つの力」説は、戸ってつけたような論理ですが、相手に自分の思うように“理解”してもらい、“行動”してもらうには、まず、話の内容が「理路整然」としていなければだめだし、よほどの「覚悟と真剣さ」が、相手に伝わらないとダメ！！…とすることを伝えたい。

その手段として、貴方の“頭の先から、腹の底”までのすべての力をフルに使わなければだめですよ！…と言いたいのです。

使い道は、何時でも、どこでもあるでしょうから、お試しあれ！！

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>